

事務連絡
平成29年 3月 24日

社会福祉法人
朱鳥会 殿

奈良県健康福祉部 監査指導室 監査一係

平成28年度社会福祉施設の指導監査に係る口頭指摘事項について

平素は、社会福祉施設の適正な運営にご尽力を賜りありがとうございます。
さて、平成29年 3月 24日付 監指第1号の 123 により通知した文書中「当日係員が指示した事項」口頭指摘については、下記のとおりですので、所要の措置をとられますようお願いいたします。

記

《さくら苑(特養)》について

【会計経理事務について】

1. 寄附金の受入れに当たっては、寄附者・寄附目的・寄附金額等を明記した寄附申込書を徴し、その目的にしたがって受入会計を決定してください。
2. 寄附金収入（収益）にかかる領収書の控えを保存し、領収書には、税法上の特例措置の適用がある旨記載してください。

【労務管理について】

1. 職員が行う宿直について、労働基準監督署の許可を得てください。
※労働基準法第41条第3号及び同法施行規則第34条に基づき、監視又は断続的労働に従事する者（宿直専門員等）について、同法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を受けないための許可を労働基準監督署長から受ける。
2. 35歳及び40歳以上の職員以外の定期健康診断について検査項目に漏れが見られましたので、もれなく検査してください。
※聴力

【利用者の処遇について】

1. 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には以下の事項について記録してください。
(1) 緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体（「身体拘束廃止委員会」等）により、検討した経過の記録
(2) 解除に向けた取組に関する具体的な記録
2. 感染症等に対する対策を講じてください。
※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、介護職員等に対して定期的（年2回以上）に研修を実施
3. 事故発生防止及び発生時の対応について対策を講じてください。
(1) 事故発生の防止のための検討委員会（事故防止検討委員会）を設置
(2) 事故発生の防止のため、介護職員等に対して定期的（年2回以上）に研修を実施
(3) 職員の新規採用時に必ず研修を実施
(4) 研修の実施内容について記録

4. 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき、苦情解決の仕組みを構築してください。
 - (1) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数名の第三者委員を設置してください。
 - (2) 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し、公表してください。(苦情がない場合は、その旨の公表を。)

【給食について】

1. 調理場の温度、湿度の記録を残してください。

《さくら苑(ケア)》について

【労務管理について】

1. 職員が行う宿直について、労働基準監督署の許可を得てください。
※労働基準法第41条第3号及び同法施行規則第34条に基づき、監視又は断続的労働に従事する者(宿直専門員等)について、同法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を受けないための許可を労働基準監督署長から受ける。
2. 3.5歳及び40歳以上の職員以外の定期健康診断について検査項目に漏れが見られましたので、もれなく検査してください。
※聴力

【利用者の処遇について】

1. 感染症等に対する対策を講じてください。
※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、介護職員等に対して定期的(年2回以上)に研修を実施
2. 事故発生防止及び発生時の対応について対策を講じてください。
 - (1) 事故発生の防止のための検討委員会(事故防止検討委員会)を設置
 - (2) 事故発生の防止のため、介護職員等に対して定期的(年2回以上)に研修を実施
 - (3) 職員の新規採用時に必ず研修を実施
 - (4) 研修の実施内容について記録
3. 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき、苦情解決の仕組みを構築してください。
 - (1) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数名の第三者委員を設置してください。
 - (2) 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に応載を掲載し、公表してください。(苦情がない場合は、その旨の公表を。)

【 平成29年度 監査指導事項 】

平成29年11月30日(木)10時～15時

		指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑	【労務】	・岡田ゆみこナースの資格証を提出してもらってください。	・提出を促します。		
		・雇入時の健康診断は法人のものを 使用するか、項目が網羅されているもの にしてください。(腹囲、心電図の漏れ)	・他の健康診断書を使う場合は法人 の項目と同じ検査をしているかどうか 確認し、漏れのないようにいたしま す。		
		・健康診断で5要精査以上の職員に は、医者より就労可能証明書を提出し てもらってください。	・提出を促します。		
	【処遇】	・研修内容の記録について、回覧等 で全員周知できるように工夫してくださ い。(全事業)	・工夫し改善していきます。		
		・入浴介助加算の算定するにあたり、 欠浴者のデータをしっかり残してくださ い。(デイサービス)	・改善いたします。		
		・ケアプランの書き込み不足がないよ うにしてください。また、本人意向もしっ かり記載してください。(居宅介護支援)	・改善いたします。		
		・事故防止についての研修は必ずお こなってください。また個々の案件を 話し合い事故防止に努めてください。 (全事業)	・改善いたします。		
		・感染症(食中毒)や災害時対応マ ニュアル等を事業所に合わせて作成 し、掲示場所もPCではなく、的確にし てください。(全事業)	・作成し、的確に掲示していきます。		
		・組合等に提出している事故報告書 について、組合に渡したという証拠に なるものを作成してください。	・改善いたします。		
		・苦情窓口について、重要事項説明 書に苦情相談担当者の名前を入れど うに行うのか仕組みを記載くださ い。(全事業)	・精査し、修正いたします。		

【 平成29年度 監査指導事項 】

平成29年11月30日(木)10時～15時

	指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑	・さくら苑が土砂災害危険区域、水害危険区域になっているかどうか確認し、なっているようであれば、避難確保計画書を提出してください(義務)	・確認後、計画書を作成いたします。		
	・入浴の水質検査で、レジオネラ菌検査を的確に実施してください。 ・集毛器の清掃は毎日実施してください。(全事業)	・検査確認様式を作成し、的確に実施していきます。		
	・塩素濃度は、0.2以上であること。それ以下の場合には的確に対処してください。(介護老人福祉施設・ケアハウス)	・的確に対処いたします。		
	・保存期間等の重要事項の項目を適正に修正してください。(全事業)	・精査し、修正いたします。		
	・吉野町の居宅ケアマネの連絡会議にはなるべく参加してください。(居宅支援)	・参加できるように努めます。		
	・2階寮母室にて職員がいない状態で個人ファイルが開いたままで置いてあるので改善してください。(全事業)	・寮母室に職員がいないときは個人を特定できるファイル類や危険物、薬品等は見えるところには置かないようにする。または職員がいなくなる状況が生じる場合はドアをしめるようにする等して改善いたします。		
	・機能訓練指導員は看護師・作業療法士等のみ。配置基準で機能訓練指導員はワーカーでは無理なので的確に対応してください。(デイサービス)	・改善いたします。		
	・機能訓練指導員の配置でシフト表には機能訓練指導員としての配置がないので明記したものにしてください。(介護老人福祉施設・デイサービス・特定施設入居者生活介護)	・改善いたします。		
	・日常生活継続支援加算で介護福祉士の常勤換算に誤りがあり訂正しておいてくださいとの事。※一人分多く計算しておりましたが、訂正後も加算の要件は満たしています。(介護老人福祉施設)	・改善いたします。		
	・外泊加算 入院時の外泊加算を取る場合は、生活記録等入院日時をしっかりと明記してください。 (介護老人福祉施設)	・改善いたします。		

【 平成29年度 監査指導事項 】

平成29年11月30日(木)10時～15時

	指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑	緊急短期入所受入加算 ・緊急受入加算を算定するにあたってはケアマネから緊急の受け入れ要請があり、それを受けて受け入れたというくだりを記録として残しておいてください。 ・受け入れ時に本人の居宅サービス計画書と状態が違えば受入後でもよいので作成し直してもらい受入前の記録として残しておくようにとの事。また受入後の状態でも変化があればサービス計画書の作成し、保管しておくのが望ましいとの事 (短期入所生活介護)	・改善いたします。		
	・特定での加算関係 夜間看護体制加算について夜間、マニュアル通りの対応はできているか。特定の契約時、急変に対する施設内での対応の仕方を保証人等家族様への説明は文書か口頭か？ (特定施設入居者生活介護)	・マニュアル通りの対応は出来ている。 ・説明は口頭で行っている。		
	・さくら苑では通所介護のサービス時間は5時間30分で、5時間以上7時間未満であるが、散髪を受けられる方が散髪時間に30分以上かかった場合は3時間以上5時間未満で加算の算定をするようにとの事。散髪時間は生活記録等へ記入すること周知してください。 またサービス開始時から急変で通院等した場合は、その時点でサービス終了とし、その後利用者が戻られたとしても加算には含まれないとする旨を周知するようにしてください。(デイサービス)	・周知いたします ・散髪は30分以内で行われているものの、今後は散髪の時間を記録いたします。		
	・デイ浴の塩素濃度の値が0.2%～0.4%という基準値を下回っている時間があるため、終日どこで測定しても基準値下回らないようにしてください。 最終の数値が規定の数値に達していないと菌が繁殖する恐れがあるため特に注意が必要です。 改善策としては下回った場合、次亜塩素酸を直接入れる方法が良いとの事。	・入浴で使用時、塩素濃度が基準値より下回っている場合は、その都度対応し、記録も行います。全職員に周知いたします。		

【平成29年度 監査指導事項】

平成29年11月30日(木)10時～15時

		指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑		9月より行われているケア評価を必ず毎月ケアマネージャーに送るようにしてください。 (短期入所生活介護)(通所介護)	・毎月ケア評価をケアマネージャーに送付いたします。		
	【給食関係】	・献立は予定と実施で分けて決裁すること。1カ月まとめて決裁するのであれば表紙のみに検印欄があれば良い。	・精査し、修正いたします。		
		・利用者へ献立の配布は、エネルギー、たんぱく質、脂質、食塩相当量を明記し栄養情報も提供すると良い。	・委託業者へ確認し的確に明記していただきます。		
		・給食日誌の中心温度、調理開始・終了時刻、温度・湿度、個人衛生を記入しているか確認され、中心温度測定欄に1点しか記入されていない為、厨房へ原則3点記入するよう指導するように。日誌の文字(数字)が分かりにくい部分がある。個人衛生チェックでは調理員だけでなくその家族の体調も問題ないか確認する必要がある。	・委託業者へ確認し的確に明記していただきます。		
		・給食外部委託契約書は本部ではなく施設で保管してください。	・さくら苑で保管いたします。		
		・検食簿の所見に書かれている内容は厨房に伝えているか →1週間ごとに内容を伝えているが、問題があった際の返答は曖昧であると回答。 【せっかく伝えているので返答ももらうようにした方が良いと助言。】	・委託業者へ確認し的確に明記していただきます。		

【 平成29年度 監査指導事項 】

平成29年11月30日(木)10時～15時

		指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑		・(害虫駆除実施状況を見て)実施回数が1月、2月、3月、7月と不定期に行われているが、半年に1回以上(年に2回以上)実施するように決められている。1月、2月、3月だと間隔が狭すぎる。施設から実施月を指定し定期的に行うようにする。夏場は特に多いので注意。また、害虫を発見し駆除した際は、その都度給食日誌でもいいので記入しておくようにとのこと。ゴキブリの駆除履歴は見受けられるがネズミの駆除履歴が見当たらない。ネズミ捕り等設置した際は給食日誌に記入しておくようにとのこと。	・今年度より、7月、11月、3月で害虫駆除を実施しております。 ネズミに関しては、これまで21年間みたことはないですが、見た場合にはネズミ捕り等を設置し、駆除いたします。その際には給食日誌等に記入いたします。		
		・冬場のノロウイルス検査の実施予定は今のところ予定はないと回答。 【ノロウイルス検査実施に関しては努力義務だが、年々ニュアンスが強くなっているとのこと。】	・委託業者へ確認し的確に実施していただきます。		
		・事故報告書 対応策が不明確なところ(もう一度よくチェックする等)がある為、具体的な対応を記入し実施してもらうようにとのこと。また髪の毛の異物混入が多い。	・委託業者へ指導し改善していただきます。		
		・厨房職員は施設で調理されたものを食べているのか →食べている方もいる。 【食中毒が発生した時の原因究明を確実に行為、試食担当者以外の厨房職員は施設で調理したものを食べないようにと大量調理マニュアルで今年6月に改正されていると言われました。】	・委託業者へ指導し改善していただきます。		

【 平成29年度 監査指導事項 】

平成29年11月30日(木)10時～15時

		指導内容	改善案	担当	備考
さくら苑		・給与栄養目標量を性別、年齢のみの算出ではなく、身長、体重、活動量も考慮し適切に算出してください。	・委託業者へ確認し改善していただきます。		
		・食品構成表 【給与栄養量を見直し、食品構成表も見直してください。】	・給与栄養目標量の算定及び食品構成表を、委託業者へ確認し改善していただきます。		
		厨房内 ・冷蔵庫内 下段に野菜、上段に肉類が乗っている為、不衛生 肉類を入れている入れ物が傾いている、ドリップが流れ落ち汚染される危険性がある ・電子レンジの台が木で出来ている。 木は汚染しやすい為、ステンレスのものに変えた方がよい ・下処理室の扉は閉めるように。通路に段ボールが置いてあり、開けていると厨房内が汚染する ・下処理室の上の換気扇が汚いので厨房に掃除してもらうように。 ・厨房トイレ前の手洗い場、修理してもらうように。	・委託業者へ確認し改善していただきます。		

吉保第187号の 8

平成29年12月26日

吉野三町村老人福祉施設 さくら苑

施設管理者 殿

奈良県吉野保健所長



給食施設指導結果通知

健康増進法第18条及び第22条の規定により、平成29年11月30日に貴施設を調査指導した結果は下記のとおりです。

記

指導事項

1 栄養管理および給食管理について

施設利用者の性・年齢・身長・体重・栄養状態・病状等の特性を把握し、給与栄養目標量の設定を行ってください。そして、給与栄養目標量に見合った食品構成の作成を行い、必要に応じて見直しを行うようお願いします。

食中毒発生や災害発生があった場合の対策マニュアルについて、作成されていますが一部未完成でありパソコンにデータを保管されているので、完成させたくうえで書面で保管し従事者にも周知をお願いします。

2 衛生管理について

指摘すべき事項はありません。

栄養指導員 森田ひろ子



吉野広域行政組合

代表者 殿

奈良県福祉医療部長

令和6年度介護サービス事業所等に対する運営指導の結果及び改善等について（通知）

このことについて、下記事業所に対して標記指導を実施したところ、別紙のとおり改善等を要する内容が認められましたので、所要の措置を講じてください。

なお、その措置の結果について、別紙様式の改善報告書に必要事項を記載のうえ、改善内容を確認できる書類等を添付して期限までに報告してください。

また、上記以外に当日係員が指導した内容については別添のとおりです。当該内容についてもご理解の上、今後の業務運営の改善に向けて取り組まれますようお願いいたします。

記

- 1 事業所名 吉野三町村老人福祉施設
- 2 報告期限 通知日より1か月以内

（担当）

〒630-8501（奈良県庁個別番号）

福祉医療部 総務課 監査係

T E L 0742-27-7008

F A X 0742-24-1616

法人名	吉野広域行政組合
事業所名	吉野三町村老人福祉施設
指導実施日	令和6年10月7日

■指摘内容

介護老人福祉施設		
根拠法令： 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		
運営に関する基準	衛生管理等 (第33条第1項)	循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症防止のため、定期的に水質検査を行い、レジオネラ菌が検出されないことを確認すること。(浴槽水を連日使用している場合、年2回以上実施) なお、改善報告については、実施した浴槽水の水質検査の結果を添付すること。 (循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルⅢ-5-1)-(1))
通所介護、短期入所生活介護		
根拠法令： 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		
運営に関する基準	衛生管理等 (第112条第1項)	循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症防止のため、定期的に水質検査を行い、レジオネラ菌が検出されないことを確認すること。(浴槽水を連日使用している場合、年2回以上実施) なお、改善報告については、実施した浴槽水の水質検査の結果を添付すること。 (循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルⅢ-5-1)-(1))

法人名	吉野広域行政組合
事業所名	吉野三町村老人福祉施設
指導実施日	令和6年10月7日

■指導内容

介護老人福祉施設

根拠法令： 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意（第7条第1項）	重要事項を記した文書に、下記の項目を追記してください。 ・従業者の職務の内容 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・苦情処理の窓口（事業所・市町村・国保連）
運営に関する基準	指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第16条第6項第1号）	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。

通所介護

根拠法令： 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意（第9条第1項）	重要事項を記した文書に下記の項目を追記してください。 ・従業者の職務の内容 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・苦情処理の窓口（事業所、市町村、国保連）
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意（第153条第1項）	重要事項を記した文書に、下記の項目を追記してください。 ・従業者の職務の内容 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・苦情処理の窓口（事業所・市町村・国保連）

法人名	吉野広域行政組合
事業所名	吉野三町村老人福祉施設
指導実施日	令和6年10月7日

■助言内容

介護老人福祉施設

根拠法令： 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

運営に関する基準	業務継続計画の策定等(第30条の2第2項)	感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に基づく研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施してください。
----------	-----------------------	--

通所介護、短期入所生活介護

根拠法令： 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

運営に関する基準	業務継続計画の策定等(第32条の2第2項)	感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に基づく研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施してください。
----------	-----------------------	--

福 医 総 第 8 号 の 38
令 和 6 年 10 月 28 日

吉野広域行政組合
代表者 殿

奈良県福祉医療部長

令和6年度介護サービス事業所等に対する運営指導の結果及び改善等について（通知）

このことについて、下記事業所に対して標記指導を実施したところ、別紙のとおり改善等を要する内容が認められましたので、所要の措置を講じてください。

なお、その措置の結果について、別紙様式の改善報告書に必要事項を記載のうえ、改善内容を確認できる書類等を添付して期限までに報告してください。

また、上記以外に当該係員が指導した内容については別添のとおりです。当該内容についてもご理解の上、今後の業務運営の改善に向けて取り組まれますようお願いいたします。

記

1 事業所名 吉野三町村老人福祉施設

2 報告期限 通知日より1か月以内

（担当）

〒630-8501（奈良県庁個別番号）

福祉医療部 総務課 監査係

TEL 0742-27-7008

FAX 0742-24-1616

事業所名	吉野三町村老人福祉施設	指導実施日	令和6年10月7日
事業種別	介護老人福祉施設		

指摘項目 1	項目	運営に関する基準 衛生管理等(第33条第1項)
	指摘内容	循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症防止のため、定期的に水質検査を行い、レジオネラ菌が検出されないことを確認すること。 (浴槽水を連日使用している場合、年2回以上実施) なお、改善報告については、実施した浴槽水の水質検査の結果を添付すること。 (循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルⅢ-5-1)-(1))
	報告内容 (改善結果等)	業者にレジオネラ菌について水質検査を行い 別紙9と別紙10で報告いたしました。

事業所名	吉野三町村老人福祉施設	指導実施日	令和6年10月7日
事業種別	通所介護、短期入所生活介護		

指摘項目 1	項目	運営に関する基準 衛生管理等（第112条第1項）
	指摘内容	循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症防止のため、定期的に水質検査を行い、レジオネラ菌が検出されないことを確認すること。 （浴槽水を連日使用している場合、年2回以上実施） なお、改善報告については、実施した浴槽水の水質検査の結果を添付すること。 （循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルⅢ-5-1）-（1）
	報告内容 （改善結果等）	業者にレジオネラ菌について水質検査を行って別紙のとおり報告いたしました。

吉野三町村老人福祉施設 さくら苑 様

受 付 年 月 日	2024年10月23日	受 付 担 当 者	松橋 篤信		
試 料 名	3 F ケアハウス				
採 取 年 月 日	2024年10月23日	採 取 時 刻	15:05		
試料採取場所	吉野三町村老人福祉施設 さくら苑浴槽				
試料採取者	野村興産株式会社 ヤマト環境センター 中岡				
採 取 時 天 候	曇	採 取 時 気 温	25.0 ℃	採 取 時 水 温	41.0 ℃
検 査 名	浴槽水検査				

[illegible]

吉野三町村老人福祉施設 さくら苑 様

ご依頼を受けました試料について、計量した結果を下記のとおりご報告致します。

受 付 年 月 日	2024年10月23日	受 付 担 当 者	松橋 篤信		
試 料 名	1 F 特養				
採 取 年 月 日	2024年10月23日	採 取 時 刻	15:11		
試料採取場所	吉野三町村老人福祉施設 さくら苑浴槽				
試 料 採 取 者	野村興産株式会社 ヤマト環境センター 中岡				
採 取 時 天 候	曇	採 取 時 気 温	25.0 ℃	採 取 時 水 温	40.1 ℃
検 査 名	浴槽水検査				

[illegible]